

深谷市公式渋沢栄一ロゴマーク等使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市公式渋沢栄一ロゴマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人もロゴマーク等を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 深谷市及び渋沢栄一の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用届出)

第3条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ深谷市公式渋沢栄一ロゴマーク等使用届出書兼誓約書（様式第1号）に必要な書類を添付して、深谷市長（以下「市長」という。）に提出することでロゴマーク等を使用することができる。ただし、商品を除く次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 深谷市が主体となって実施するイベント、事業等で使用する時。
- (2) 深谷市又は深谷市教育委員会の後援の承認を受けている時。
- (3) 国及び地方自治体が広報の目的で使用する時。
- (4) 教育機関が教育目的で使用する時。
- (5) 渋沢栄一の顕彰で使用する時。
- (6) 新聞、テレビ、雑誌等の関係機関が報道又は広報の目的で使用する時。
- (7) 個人若しくは家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する時。
- (8) その他、市長が適當と認めた時。

(使用上の遵守事項)

第4条 ロゴマーク等の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用できるロゴマーク等は、深谷市ホームページ内にある「ロゴマーク一覧」に定めたものとする。
 - (2) ロゴマーク等は、原則、改変して使用することはできない。ただし、市長が特別に認めた場合はその限りではない。
- 2 使用者は、届け出た内容を第三者に譲渡し、又は転賃してはならない。
- 3 その他各種の法令を遵守するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第5条 ロゴマーク等を使用している者が、第3条および第4条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときには、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、ロゴマーク等を使用している者はただちに、その請求等に従わなければならない。また、請求等によって使用者に損害が生じても、市はその責任を一切負わない。

(責任の制限)

第6条 使用者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者との間で紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わない。

(経済効果の調査)

第7条 市長は、使用者に対してロゴマーク等の経済効果を測定するための調査をすることができる。

(情報の公開)

第8条 市長は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点から、届出書の内容等の情報を公開することができる。

(業務委託)

第9条 市長は、この規程に関する業務を外部に委託することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱い等に係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月26日より施行する。